

令和5年度 足立区立西新井第二小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「足立区いじめ防止基本方針」（平成26年2月7日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「西新井第二小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 足立区立西新井第二小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を、学校が主体的かつ関係諸機関と相互に連携を図りながら進め、いじめの防止及び解決を図るために定めた基本事項を基に、学校組織全体として児童の健全育成を図り、いじめのない学校、社会の実現を目指すことを目的とする。

なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「西新井第二小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・教務主任・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・生活指導いじめ担当・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめ防止対策委員長は、生活指導主任とする。

いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、学校運営協議会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、こども支援センター、児童相談所等の関係諸機関と連携して実効的な取組を行う。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

◎ア 心の教育の充実

6月、11月、2月を「ふれあい月間」と設定し、各月、いじめ防止・生命尊重に関する

授業を実施する。その際、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じ指導内容の工夫を図り、確実に実施する。また、足立区で実施されるいじめアンケートを活用し、校内で発生しているいじめを認知する。

また、各月とも読書月間とし、学校全体で読書活動を推進し、児童の豊かな心の育成を図る。

イ 教職員全体での情報共有

毎週金曜日に行う生活指導夕会で、児童の問題行動等の報告を行い、全職員で情報を共有し合うとともに、諸問題に対して組織として対応できるようにする。

◎ウ 児童会の活性化

「あいさつ運動」など生活指導部として計画しているが、委員会でも児童が主体となって、いじめを防止する取り組みとして実践できるように特別活動部と生活指導部が連携して指導、支援をする。

エ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。児童が考えた「あいさつ標語」や「人権標語」を掲示し、望ましい友人関係やいじめ防止の意識を高める。

オ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心にしたいじめ防止対策委員会でいじめ防止研修を企画し、実施する。

カ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。また、再発防止のためにいじめた児童のケアも行うようにする。

SOS の出し方に関する教育についても、スクールカウンセラーと連携して行い、児童が悩んだ時には必ず SOS を出せるように指導する。

キ 児童の自己有用感の高揚

すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、称賛をすることで児童一人一人に自信をもたせる。

ク 保護者への意識啓発

保護者会や道徳授業地区公開講座等において、学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、「STOP!それはいじめです」等を活用した、いじめ防止教室を実施する。

ケ いじめ相談窓口の拡大

日常的に児童がいじめに関する相談ができるように教育相談室に窓口を設ける(火・水曜日にスクールカウンセラーがまず対応)。また、直接、相談しづらい・できない等の児童のための対応として、職員室前に相談箱を常設し、児童への周知を図る。

☀️ 相談予約票 ☀️		年	組	名前
いつ、話したいですか?	月	日	()	20分休み・昼休み・放課後・その他
↓ 相談したい内容・話したいこと (あてはまるものに○をしてください) ↓				
[友達・自分・家族・先生・勉強・からだ・きもち・その他]				
どんなことを話したいですか? できたら書いてみてください(書かなくても大丈夫です)				
書き方のコツ: ①何があって→②どうして→③これからどうしたいかを書く				
見本1: ともだちとケンカした(①)→今はおたがいにムシしてる(②)→でも仲直りしたい(③)				
見本2: かぞくのごことで話したい。あと、きもちがおちつかない。イライラする。				
見本3: 友達とちょっとなかよくなりたいたい。スポーツや勉強が上手になりたい!				
この予約票をどうだん箱に入れてください、スクールカウンセラーがみ渡します。				

- ・各教室に一定枚数を配置
- ・相談箱の脇に一定枚数と筆記用具を設置
- ・年度初めや長期休み後に相談室だよりにて、使用方法を周知
- ・担任が使用方法を説明する
- ・設置場所: 1階廊下(職員室前)
- ・開閉管理: 副校長、SC(毎週来校日の朝)
- ・受理後の流れ: 1週間以内を目標に対応
- ・情報共有: 夕会、生活指導部会等

コ 面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。特に5年生児童についてはスクールカウンセラーが全員と面接を行い、いじめの未然防止、早期発見等に生かす。

- 【目的】** ①「相談すること」への抵抗感の軽減 ②児童理解 ③児童の友達・家族等関係に係る情報把握
- 【面接の進め方】** SC勤務日(週2日)の中休み・放課後を利用し、個別面接を行う。
- 【面接場所・時期】** 西二っ子ルーム 5月上旬～7月中に行う。
- 【周知の仕方】** SCがお便りを作成し、担任を通じて配布。担任より面接の主旨等の説明を行う。保護者には学年便りにて周知する。
- 【情報共有】** 面接の順番は担任に委ねる。
- 【留意点】** 面接前にアンケートを行い、事前に情報を把握しておく。担任とSCで事前に打ち合わせをして情報共有する。継続面接が必要な児童には、担任と共通理解した上で継続来談を促す。生活指導部や特別支援委員会、不登校対策委員会、いじめ対策委員会等で情報共有できるように連携を図る。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、校内でいじめ対策委員会を実施し、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聞き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

ウ 関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。